

敬愛大学における公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「敬愛大学における公的研究費の運営・管理に関わる規程」第12条の規定に基づき、公的研究費運営・管理調査委員会（以下「委員会」という）を設置し、競争的研究資金等の不正運用に関わる事実関係の調査を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、その任命は学長が行うものとする。

- (1) 各学部より教授又は准教授2名。ただし1名は教授でなければならない。 4名
- (2) 大学事務局長又は、大学事務局長が指名するもの。 1名
- (3) その他、学長が必要と認めた者 2名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選出)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学長の任務)

第4条 学長は、最高管理責任者として、競争的研究資金等の不正使用に関わる大学内外からの通報及び告発についての窓口に通報、告発に関する事案が生じた場合は、委員会の開催を要請するものとする。

(委員会の任務)

第5条 委員長は、学長から要請があった場合には、速やかに委員会を開催しなければならない。

- 2 委員会は非公開とし、審議内容が外部に漏れないよう注意する。
- 3 委員会は、必要に応じて当該事案の関係者から、事情を聴取することができる。
- 4 委員会は、必要に応じて当該事案の専門家の意見を求めることができる。
- 5 第2条第1項各号の委員のうち、当該事案の調査対象者と同一所属に属する委員は、調査審議に加わらないものとする。
- 6 委員会は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(1) 調査委員会の調査内容

委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(2) 調査中における一時的執行停止

委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(3) 認定

委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(4) 配分機関への報告及び調査への協力等

イ 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

ロ 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

ハ 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

ニ 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

ホ 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(5) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続については、学校法人敬愛学園就業規則、学校法人懲戒委員会規程を準用する。

(調査の結果)

第6条 委員長は、調査結果については第5条第6項第4号による配分機関への報告を行うとともに、文書をもって学長に報告するものとする。

第7条 学長は、教授会に報告し、理事長には調査結果を文書をもって報告する。

第8条 理事長は調査結果を常務理事会に諮り、学校法人千葉敬愛学園就業規則に則り厳正に対処しなければならない。又、配分機関による処分が示された場合には、これを考慮する。

第9条 虚偽に基づく通報や告発をしたり、当該事案の関係者をおとしめることを目的としてなされた通報や告発をしたものは、学校法人千葉敬愛学園就業規則に則り厳正に対処しなければならない。

2 虚偽に基づく通報や告発などをなしたものが、本学園外のものである場合には、学園として法的対抗手段をとることもある。

(守秘義務)

第10条 委員は、通報者及び告発者の社会的立場、プライバシーに十分に配慮し、プライバシー等の保護につとめなければならない。

- 2 委員は、委員会で知り得た事柄を他に漏らしたり、職務に利用してはならない。また、職務を退いた後といえども同様とする。

(規程の改廃等)

第 11 条 この規程の改廃は、大学評議会及び教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定により、最初に任命された委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。